

事務連絡
令和2年4月21日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
事務局・保険医療課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いに係る
処方箋について（薬剤交付までの主な流れ）

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いに係る処方箋（薬剤交付までの主な流れ）について、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありました。

先般お知らせした「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け事務連絡、厚生労働省医政局医事課／医薬・生活衛生局総務課）に基づく処方箋の取り扱いについて、別添のとおり整理されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知下さいますようお願いいたします。

長野県薬剤師会
担当：保険医療課 中島・大塚・桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

重要

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会

医 薬 ・ 保 険 課

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いに係る
処方箋について（薬剤交付までの主な流れ）**

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

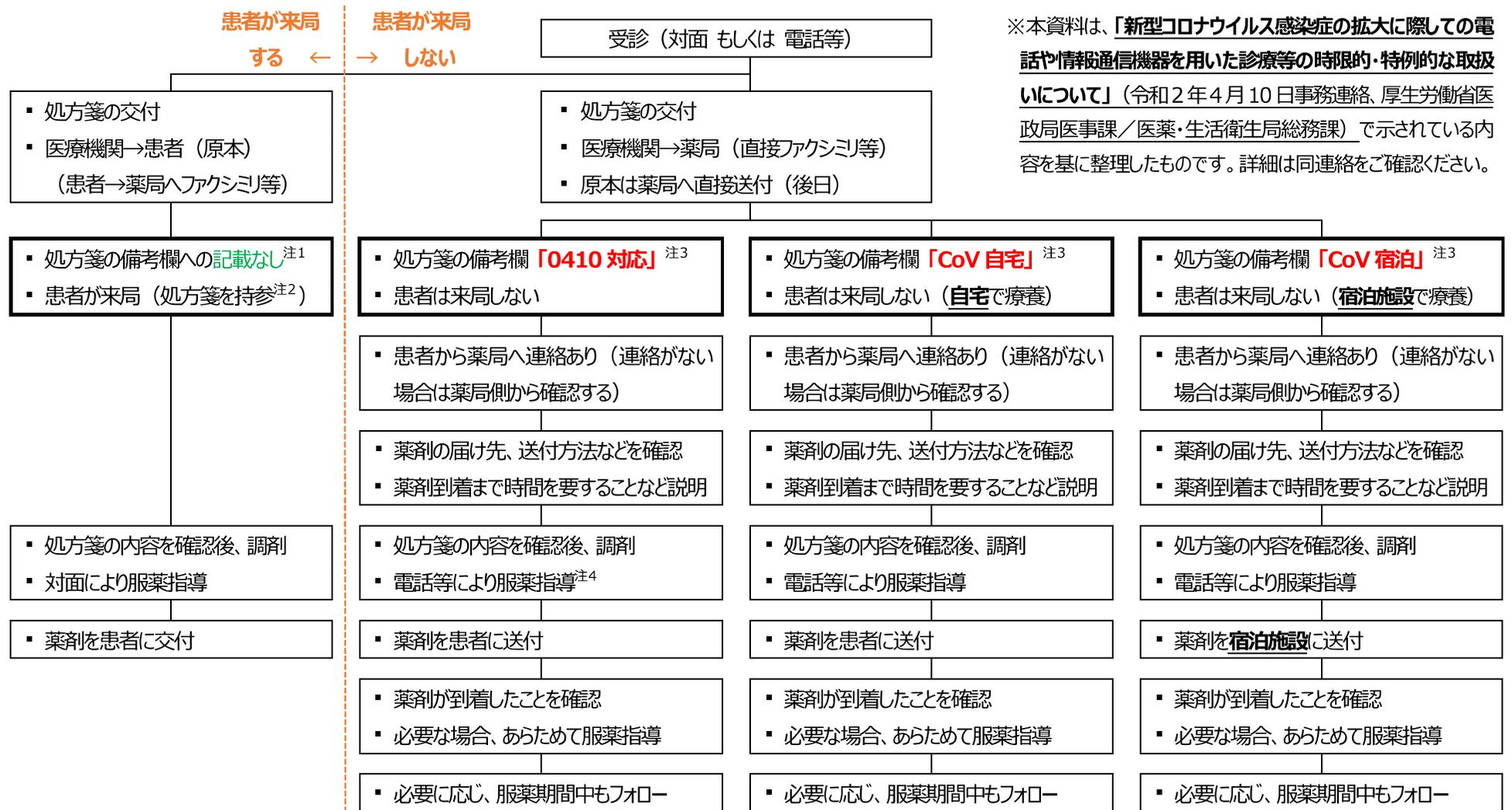
「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡、厚生労働省医政局医事課／医薬・生活衛生局総務課）については令和 2 年 4 月 11 日付け日薬業発第 24 号にてお知らせしたところです。

今般、事務連絡に基づく処方箋の取り扱いについて、別添のとおり整理いたしましたのでお知らせいたします。

貴会業務の参考としてご活用いただけますと幸いに存じます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いに係る処方箋について（薬剤交付までの主な流れ）

※本資料は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡、厚生労働省医政局医事課／医薬・生活衛生局総務課）で示されている内容を基に整理したものです。詳細は同連絡をご確認ください。



注1）患者が「0410 対応」の記載がある処方箋を持参した場合、備考欄への記載なし（すなわち、通常の処方箋）として取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。

注2）患者は処方箋を持参せず、医療機関から「0410 対応」の記載がある処方箋がファクシミリ等で送付された場合、備考欄への記載なしとして取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。

注3）備考欄に記号が記載されていない、または、所定の記号以外が記載されていたり記載内容が不明な場合は、医療機関へ確認の上、適切に対応する。

注4）薬剤師が電話等により適切に実施することができないと判断した場合、対面による服薬指導に切り替えるとともに、備考欄への記載なしとして取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。